

商店会の社会的役割

商店街には、区民の消費生活を支えるのみでなく、地域のにぎわいと区民の交流を促進する地域社会の中核です。

商店街の活動を継続・発展させ、いきいきとした地域社会の実現を図ることが求められています。

笑顔

人

人 まち
みんないきいき
商店街

入ろう！ 商店会

一緒に街を盛り上げよう！

和

まちの中心
商店街

街

賑い

商店会活動の促進

商店会はアーケード・街路灯などの施設整備や共同セール・イベントの開催など、様々な活動をしています。

商店街で事業を営む者が協力して商店会の活動を活性化させていくことが必要です。

「荒川区産業振興基本条例」について

荒川区産業振興基本条例では、区、事業者、区民がそれぞれの役割を果たし、一体となって区民生活の向上と活力ある地域社会の実現に取り組むことを定めています。

産業振興基本条例（抜粋）

第5条（事業者の役割）

- 3 商店街において事業を営む者は、当該商店街の活性化を図るため、商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。
- 4 商店街において事業を営む者は、商店会が当該商店街の振興に関する事業を行うときは、協力するよう努めるものとする。

（商店会への加入に関するお問合せ） 荒川区商店街連合会 電話 3803-3003
（産業振興基本条例に関するお問合せ） 荒川区産業振興課 電話 3802-4674